

## ■中古住宅解体新築支援事業補助金の申請の流れ

### 1. 申請

- 下記の必要書類を揃え、住宅課窓口に申請してください。  
申請期間は **令和4年4月15日～令和5年2月28日まで** です。  
(予定)  
※予算額に達した場合、募集期間内でも締め切らせていただきます。

#### <必要書類>

- ① 補助金交付申請書
- ② 中古住宅の取得に関する契約書等の写し
- ③ 申請者、同居の世帯員及び同居を予定する世帯員に係る住民票  
(コピー不可。取得後3か月以内のもの。)
- ④ 申請者、同居の世帯員及び同居を予定する世帯員に係る佐倉市税の  
納税証明書(学生を除く コピー不可 R4. 4. 1以降取得のもの)  
※申請日時点または過去に、佐倉市に住民票がなく、佐倉市内に固定資産を有して  
いない方は、「申立書」を提出してください。
- ⑤ 解体工事に関する契約書の写し
- ⑥ 中古住宅の登記事項証明書(コピー不可。取得後3か月以内のもの。)
- ⑦ 中古住宅の位置図
- ⑧ 新築住宅の建築に係る請負契約書の写し  
(新築住宅の床面積の記載が無い場合、床面積が分かる資料も追加してください。)
- ⑨ その他市長が必要と認める書類  
※委任を受けた方が申請する場合は委任状  
(同居の親族が申請来庁される場合は、委任状不要。)  
※添付書類についてはご相談ください。

### 2. 交付の決定

- 市において、補助対象の審査をしたうえで、補助金交付決定通知書を  
通知します。**通知交付後、解体工事を開始してください。(着工前の写  
真を必ず撮影してください。)**

### 3. 解体工事の実施

- 解体工事を開始してください。
- 工事状況が確認できるように、解体する中古住宅の工事前、工事後の写真を  
撮影してください。

### 4. 代金の支払い

- 領収書を受け取ってください。

### 5. 実績報告

- 下記の必要書類を揃え、**令和5年3月上旬まで**に住宅課窓口へ提出してくだ  
さい。

～次ページへ続く～

## ■中古住宅解体新築支援事業補助金の申請の流れ

### <必要書類>



- ① 補助金実績報告書
- ② 中古住宅を解体した経費に係る領収書の写し
- ③ 解体工事の施工前及び施工後の写真
- ④ 新築住宅の確認済証の写し
- ⑤ 新築住宅着工報告書
- ⑥ 新築住宅の着工が確認できる写真
- ⑦ 申請時に「申立書」を提出した方は、過年度市税滞納のない同一の世帯全員分の佐倉市発行の証明書（住宅課提出用）
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

### 6. 補助金の交付請求

- 住宅課に補助金交付請求書を提出してください。
- 市において支払いの手続きを進め、指定された口座（申請者名義の口座）へお振込みをします。